

令和8年度非食用農作物専用農薬安全性評価検討会（第1回） 議事録

1. 開催日時及び開催方法

日 時：令和8年7月10日（金）13時30分～14時20分

開催方法：WEB会議システムにより開催

2. 出席委員（敬称略、五十音順）

平林 容子（座長）	太田 敏博
加藤 美紀	坂本 謙司
代田 眞理子	鈴木 周五
渡邊 栄喜	

3. 議事

- （1）検討会の運営及び座長の選出について
- （2）農薬の再評価に必要な毒性試験等に関する事前確認について
- （3）その他

4. 議事概要

- （1）検討会の運営及び座長の選出について

令和8年度非食用農作物専用農薬安全性評価検討会開催要領に基づき、委員の互選により、座長の選任が行われ、座長として平林委員が選出された。また、座長代理として坂本委員が指名された。

- （2）農薬の再評価に必要な毒性試験等に関する事前確認について

除草剤2成分の再評価に必要な毒性試験に関する事前相談への対応について検討が行われた。主な検討の内容は以下のとおり。

- ・ 動物代謝試験において、投与量の5%以上の代謝物が一部同定に至っていない事例について、その代謝物の質量分析及びNMRの結果並びに分解性等の代謝物の特性を踏まえ、同定が不可能であることの妥当性に関する科学的な考察が示されれば、試験成績が評価可能となり得ることが了承された。
- ・ 90日間反復経口投与毒性の評価に1年間反復経口投与毒性試験成績を活用することの是非について検討された。その上で、1年間反復経口投与毒性試験における臓器重量が未測定である逸脱が認められた事例について、肉眼的病理検査及び病理組織学的検査の結果等の当該臓器に対する被験物質の影響を評価することができデータ及び逸脱に対する科学的な考察が示されれば、試験成績が評価可能となり得ることが了承された。
- ・ 小核試験において、試験実施施設における陰性及び陽性対照の背景データが試験成績報告書に記載されていない事例について、再評価資料提出時に当該施設における試験実施当時の背景データが示されれば、試験成績が評価可能となり得ることが了承された。

- ・ 発生毒性試験において、被験物質の投与期間が器官形成期のみに留まり、現行ガイドラインの規定よりも短いという逸脱が認められた事例について、被験物質が着床前から妊娠の全期間に投与された他の試験成績を踏まえ、妊娠の中期以降にも発生を続ける器官に対する影響等の、投与期間を延長した場合に観察され得る項目に関する科学的な考察が示されれば、試験成績が評価可能となり得ることが了承された。

検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、回答することが了承された。

なお、上記の各検討は、いずれも提示された個別の試験成績及び関連データに即して個別に検討されたものであり、同種の逸脱について一律に試験成績を評価可能とする趣旨ではない。個々の事例の評価の可能性は、提出される考察及びデータの内容に応じて改めて検討されるものである。

(3) その他

○ 評価書における適用農作物等の記載について

評価書における適用農作物等の記載ルールを整理した。委員からは、記載ルールについて異論はなく、評価書に反映される旨が確認された。

(以上)